

(1) 内閣法第1条違反

■内閣法第1条

第一条 内閣は、国民主権の理念にのっとり、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。

2 内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。

- ・ 第二次安倍内閣が強行しようとする解釈改憲の閣議決定は、行政権の行使たる内閣の職権行使として、内閣法第1条第1項「内閣は、国民主権の理念にのっとり、日本国憲法第七十三条 その他日本国憲法 に定める職権を行う。」及び同法第2項「内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。」の規律を受けます。
- ・ 第1項においては、「国民主権の理念にのっとり、…職権（注：閣議決定を含む）を行う」とされており、憲法の国民主権の理念に真っ向から反する安倍内閣の解釈改憲の閣議決定は、内閣法第1条違反そのものであります。
- ・ また、第2項においては、「内閣は、行政権の行使（注：閣議決定を含む）について、全国民を代表する議員（注：自民党・公明党以外の全政党所属議員も含む）からなる国会に対し連帯して責任を負う。」とされているところ、主権者である国民の代表機関である国会に対し、何ら実質的な審議等を経ることなく閣議決定だけで解釈改憲を強行することは、明確に内閣法第1条違反となります。
- ・ なお、上記の第1項及び第2項は、平成11年内閣法改正により措置されたものですが、その際の内閣法制局説明資料によれば、「国民主権の理念にのっとり…職権を行う」（第1項）とは、「内閣の個々の職権の行使についても、これが国民主権の理念にのっとって行われるべきであるという、規範的意味を持たせようとするもの」であるとされています。
- ・ さらに、内閣の責任に関する条文である旧第2条第2項を現行第1条第2項として移項した理由として、「内閣の職権とこれと表裏の関係にある責任の両方を規定することにより、行政権の行使に対する民主的統制の重要性を強調することを意図したものである」としつつ、内閣の国会に対する連帯責任を規定した新第2項の「国会」に「全国民を代表する議員からなる」という文言を新たに付した理由として「主権者である国民の行政に対するコントロールの趣旨をより強調するため」とされています。
- ・ 以上などから、本解釈改憲の閣議決定が内閣法第1条（第1項及び第2項）に違反する行為として、違法無効のものであることは明らかです。